

申込前に、必ずこの案内書をお読みください

知名町役場庁舎（庁内及び庁外）における 自動販売機（清涼飲料水）設置事業者 入札案内書

【参加申込書提出期限】 令和7年1月31日(金)午後5時

※ 知名町役場総務課に持参若しくは郵送(期限必着)

【入札及び開札日】 令和7年2月13日(木)午前10時

※ 知名町役場 2階 委員会室に5分前までに入室してください。

※ 入札参加者及び代理人以外の方は入室できません。

○ 入札の概要

本件は、知名町役場敷地内に自動販売機(清涼飲料水)を設置することを目的とするもので、一般競争入札により最低貸付価格(月額)以上で最も高い価格(月額)で入札された方に対し庁舎敷地の一部を一定期間お貸しするものです。

入札参加を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり、現地を必ず確認した上で、ご参加ください。

なお、入札は、参加申込期限内に提出された書類による参加資格審査を行った上で、入札に応じます。

○ 契約までの流れ

1 入札案内書の配布	公告日～令和7年1月31日(金) 入札案内書は、知名町公式ホームページ (https://www.town.china.lg.jp/soumu/kurasu/nyusatsu/nyusatsu.html) からダウンロード若しくは総務課窓口にて取得してください。
2 申込・受付	(受付期間) 公告日～令和7年1月31日(金)午後5時必着 (受付場所)知名町役場 2階 総務課 ※ 直接持参又は郵送に限ります。
3 参加資格の審査結果通知	令和7年2月7日(金)までに総務課から通知 申込受付後、参加資格について審査をし、適格と認められた方(以下「入札参加者」という。)へ入札参加決定通知書を送付します。本通知書は、開札会場へ入場する際に必要となりますので、必ず保管の上、当日持参してください。
4 入札及び開札	(開札日時)令和7年2月13日(木)午前10時 (開札場所)知名町役場 2階 委員会室 開始5分前までに集合をお願いします。 入札参加者及びその代理人以外の方は入場できません。 開札結果については、入札者数、落札金額及び落札者名を知名町公式ウェブサイトで公表します。
5 契約締結	(契約書案の提出)令和7年2月18日(火)午後5時まで (提出場所)知名町役場 2階 総務課 当初の貸付期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。この期間以降については、当初の条件を変更しないことを前提に、令和12年3月31日を限度に1年を単位として契約の更新を申請できるものとします。更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、知名町の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状を承知された上で、お申込みください。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

1 貸付物件

(1) 自動販売機の設置場所等

物件番号	施設名称	設置場所	設置台数	貸付面積	種類
庁内1	知名町役場	1階自動販売機コーナー	1台	2㎡以内	清涼飲料水
庁外1	知名町役場	1階東出入口南側	1台	2㎡以内	清涼飲料水

- (2) 入札は物件番号ごとに行います。複数物件に入札することも可能です。
- (3) 貸付面積には、使用済容器の回収ボックスの設置スペースも含まれます。
- (4) 商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がないかを踏まえ、申込前に設置場所の確認を行ってください。
- (5) 現地説明会は行いませんが、入札参加申込書受付期間に限り、事前に本書末尾記載の問合せ先までご連絡をいただければ、希望者に設置場所を個別にご案内します。
- (6) 詳細は別紙仕様書にてご確認ください。

2 参加者の資格

次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3に規定する者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者(当該事実と同一事由により知名町建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱(平成20年告示第24号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)

- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに知名町入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。)
- (5) 公告の日から落札決定の日までの間に指名停止の期間がある者
- (6) 公告の日から落札決定の日までの間に知名町が行う契約からの暴力団排除対策要綱(平成 28 年告示第 69 号)に基づく排除措置を受けている者
- (7) 公告の日から過去3か月以内に、自動販売機設置に伴う知名町公有財産管理規則(昭和 58 年規則第3号)に基づく貸付を受け、適切な管理を行わなかった者
- (8) 公告の日から過去2年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機(清涼飲料水)を設置した実績を有しない者
- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
- (10) 町税を滞納している者

3 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

- ① 自動販売機の設置は、地方自治法第 238 条の4第2項第4号の規定に基づき、知名町が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を賃貸する方法により行います。
- ② 一時貸付けであり、借地借家法(平成3年法律第 90 号)の適用はありません。

(2) 貸付期間

- ① 当初の貸付期間は、令和7年4月1日から令和8年3月 31 日までとします。この期間以降について、当初の条件を変更しないことを前提に、4年 を限度に1年を単位として契約の更新を申請できるものとします。(最大令和 12 年3月 31 日まで。)
- ② 更新は1年ごとの自動更新とし、更新時及び年度途中における契約金額や契約条件の変更はできません。更新を希望しない場合は、更新しない年度の前年度 12 月末日までに、総務課庁舎管理係まで申出てください。
- ③ 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

(3) 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額となります。

(4) 必要経費の負担

- ① 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は、すべて設置事業者の負担とします。
- ② 光熱水費についても設置事業者の負担とします。知名町の施設から電気を供給する物件は、各設置事業者において計量機器(子メーター)を設置し、それによる実費を、知名町が指定する期限までに町が指定する方法で全額納付してください。なお、単独引込により給電を行うものについては、この限りではありません。
- ③ 物件によっては、電気工事が必要となる場合があります。この場合の工事の実施及び費用負担は、設置事業者の負担とします。

(5) 設置機器の仕様

別紙仕様書をご参照ください。

(6) 利用上の制限

貸付期間中は、次の事項を遵守してください。

- ① 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに納付すること。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ③ 商品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、知名町の指示に従うこと。
- ④ その他契約書及び仕様書等の事項を遵守すること。その他契約書及び仕様書等の事項を遵守すること。

(7) 維持管理

貸付期間中は、次の事項を遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面について問題がないか確認すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- ⑥ 知名町が公共上の理由により移転を認めるときは、求めに応じて速やかに

移動すること。

(8) 原状回復

- ① 設置事業者は、契約期間が終了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。
- ② 原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費等があっても一切知名町に請求することができません。

4 応募申込手続

(1) 必要書類(各1部)

① 入札参加申込書

※ 知名町公式ホームページからダウンロード若しくは総務課で取得可。
(ホーム > くらす > 町政情報 > 役場のご案内 > 入札情報(庁舎管理関係))
<https://www.town.china.lg.jp/soumu/kurasu/nyusatsu/nyusatsu.html>

- ② 納税証明書(発行可能な直近年度の原本) ※1階税務課で取得可。
- ③ 法人役員に関する調書(ただし、法人の場合のみとする。)
- ④ 直近2か年度に、自らが管理及び運営する自動販売機(入札物件と同種のもの)を設置した実績を証明するもの(販売実績報告書)※販売実績報告書が作成できない場合は、行政財産使用許可書又は契約書等の写し 等)
- ⑤ 設置予定の自動販売機の仕様等が確認できるもの(カタログの抜粋等)

(2) 書類の提出方法及び提出期限

① 提出方法

知名町役場 2階 総務課まで直接持参いただくか郵送により提出すること。
(提出先) 〒891-9295 大島郡知名町知名1100番地
知名町役場総務課 庁舎管理係 宛て

② 提出期限

令和7年1月 31 日(金)午後5時までに必着

③ 注意事項

電話、ファックス及びインターネットメールによる受付は行いません。

5 入札及び開札

(1) 入札に参加できる者

上記4の書類を期限内に提出し、町の審査を経た上で「入札参加通知書」が届いた者。

(2) 設置事業者の決定方法

最低貸付価格(月額)以上で最も高い価格(月額)で入札された者を設置事業者として決定します。ただし、最高価格での入札が2者以上いる場合は、入札者

(委任された代理人含む)立会いのもと、くじにより設置事業者を決定します。

(3) 入札及び開札日・場所

① 日時 令和7年2月13日(木) 午前10時開始

② 場所 知名町役場 2階 委員会室

(4) 落札者の決定

落札者決定後、契約及び設置等の手続きについて、打合せを行いますのでお時間に余裕をもってお越しください。当日都合によりやむをえず打合せができない場合はその際にご相談ください。

(お問合せ先)

〒891-9295

大島郡知名町知名1100番地

知名町役場 総務課 庁舎管理係

TEL 0997-84-3156

FAX 0997-93-4103